

山陽学園大学大学院看護学研究科における修士論文の審査基準に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山陽学園大学学位規程第15条の規定に基づき、山陽学園大学大学院看護学研究科における修士論文及び課題論文の審査基準に関し、必要な事項を定める。

(修士論文審査基準)

第2条 修士論文は、論文提出者が主体的に取り組んだ研究の成果を表すものとして、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

1. 看護学における意義を有した研究である。
2. 先行研究が十分に検討され、かつその結果が適切に活用されている。
3. 研究の問いに独創性、萌芽性、発展性がある。
4. 研究の問いに対応した研究デザインおよび研究方法である。
5. 論文の記述が十分（図表も含む）であり、一貫して論理的かつ整合性がある。

(課題論文審査基準)

第3条 特定の課題について研究を行う場合は、当該研究の成果は、論文提出者が主体的に取り組んだ研究の成果を表すものとして、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

1. 看護実践の質向上につながる研究である。
2. 先行研究が検討され、かつその結果が適切に活用されている。
3. 研究の問いに対応した研究デザインおよび研究方法である。
4. 研究の問いに対応した看護実践の質向上に資する結果が得られている。
5. 論文体裁は決められた形式に沿っている。

附 則 この細則は、令和6年6月26日から施行する。